⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　入札説明書において提出すべきと定められた書類を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary (No. 1)
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoshi Imai, Director General of Forestry Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : The management and support for national forest network system, 1 set
⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2015 through 31 January, 2016
⑸　Fulfillment place : The place specified by the official in charge of contracts
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, Minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have Grade “A” or “B” in terms of the qualification “provision of services” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2013, 2014 and 2015,
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑤　prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑺　Time limit for tender : 14 : 00, 19 March, 2015 (tenders submitted by mail 17 : 00, 18 March, 2015)
⑻　Contact point for notice : Hirotoshi Satou, National Forest Planning Division, National Forest Department, Forestry Agency, 1―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100―8952 Japan. Tel 03―3502―8111 ext. 6290.

○第２号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　国有林ＧＩＳの運用・管理・保守業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による
⑷　履行期間　平成27年４月１日から平成28年３月31日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は１か年の請負金額を記載すること。なお､落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする｡）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格　第１号に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴、⑵及び⑷　第１号に同じ。
⑶　入札説明会の日時　平成27年２月17日午後２時　林野庁会議室
⑸　入札、開札の日時及び場所　平成27年３月19日午後２時30分　林野庁会議室（ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の提出場所及び受領期限は、〒100―8952 東京都千代田区霞が関１－２－１　林野庁林政部林政課支出負担行為第一係　平成27年３月18日午後５時）
4　その他　第１号に同じ。
5　Summary (No. 2)
⑴, ⑸, ⑹ and ⑻　The same with notice above (No. 1)
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : National forest GIS operation, management and maintenance, 1 set
⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2015 through 31 March, 2016
⑺　Time limit for tender : 14 : 30, 19 March, 2015 (tenders submitted by mail 17 : 00, 18 March, 2015)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年１月26日
支出負担行為担当官
　国土交通省大臣官房会計課長　石田　　優
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第42号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　ポートステートコントロール情報ネットワークシステム接続機器賃貸借及び保守　一式（電子調達対象案件）
⑶　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
⑷　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑸　履行期間　①賃貸借期間　平成27年４月１日から平成31年３月31日まで　②保守期間　平成27年４月１日から平成28年３月31日まで
⑹　履行場所　入札説明書による。
⑺　入札方法　上記１⑵の件名について、入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
　原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
2　競争参加資格
⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　入札説明書で定める資格を有する者であること。
⑸　国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
⑻　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。
（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）